明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令及び財務省組織規則の一部を改正する省令（**財務**四七）　一

○容器保安規則等の一部を改正する省令（**経済産業**四九）　二

〔規　則〕

○人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を改正する人事院規則（**人事院**二一―〇―四）　二

○人事院規則二一―一（交流基準）の一部を改正する人事院規則（**同**二一―一―四）　三

〔告　示〕

○家計調査の調査地域を定める等の件の一部を改正する件（**総務**二九三）

○原戸籍の一部が滅失した件（**法務**四〇八）

○除籍が滅失した件（**同**四〇九）

○戸籍が滅失した件（**同**四一〇）

○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する基本方針（**財務・農林水産・経済産業・国土交通**一）　四

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（**経済産業**一八四）　五

○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき学校の認定を取り消した件（**同**一八五）

○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の二の規定に基づき学校の名称の変更届出があった件（**同**一八六）　六

○登録住宅型式性能認定等機関を登録した件（**国土交通**九〇八、九〇九）

○登録試験機関を登録した件（**同**九一〇～九一二）

○砂防法第二条の土地を指定及び解除する件（**同**九一三、九一四）　七

○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**一四九、一五〇）　八

○海上における射撃訓練等を実施する件（**同**一五一）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**東北地方整備局**一二八）

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件（**関東地方整備局**三三三）

○都市計画に関する件（**中部地方整備局**一一五）

○道路に関する件（**中国地方整備局**一四七、一四八）　一〇

〔人事異動〕

内閣　内閣府　国家公安委員会　警察庁　金融庁　消費者庁　法務省　最高裁判所　岩手県　三重県　鹿児島県　静岡市　一〇

〔皇室事項〕　一二

〔官庁報告〕

官庁事項

平成十二年人事院公示第四号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一四）　一二

法　務

公証人任免（法務省）　一二

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

適格機関投資家、財団、有権者申出方、金融商品取引業者に対する行政処分、鉱業法第一八九条の規定、自動車の登録抹消、宅地建物取引業法第六十七条関係　一三

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　二九

会社その他

省　令

○財務省令第四十七号

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）並びに財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令及び財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年八月十六日

財務大臣　野田　佳彦

株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令及び財務省組織規則の一部を改正する省令

（株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部改正）

第一条　株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令（平成十年大蔵省令第九十八号）の一部を次のように改める。

第一号中「株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第三項」の下に「（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第二十二条及びエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、第十五号に次の一号を加える。

十六　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十四条第四項

（財務省組織規則の一部改正）

第二条　財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改める。

第七条第二項中「株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第一項及び第二項」を「株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第一項（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する